

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、全人大常務委員会議において「専利法改正草案」を審議

1. はじめに

2018 年 12 月 23 日、中国国家全国人民代表大会常務委員会議において「専利法改正草案」が審議された。以下、改正草案のポイントについて改めて紹介する。

2. 改正草案のポイント

今回の専利法改正草案のポイントは、賠償金額の増加、ネット上の侵害での連帯責任等である。具体的には、改正により以下の内容が追加される予定である。

- 故意による専利権侵害で情状が重大である場合には、専利権者が受けた損失、侵害者が得た利益又は専利許諾使用料の倍数で計算された金額の 1~5 倍内で賠償金額を確定できる。
- 賠償金額計算が難しい状況において、法院は状況を参酌して確定する賠償額が、従来の 1 万元~100 万元から、10 万元~500 万元に引き上げられる。
- 人民法院は、賠償金額を確定するため、権利者が挙証に尽力し、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者の手にある状況において、侵害者に提供を命ずることができ、侵害者が提供しない又は虚偽の帳簿、資料を提供する場合、権利者の主張と提供された証拠を参考にして賠償金額を判定できる。
- 専利権者又は利害関係人は、人民法院の効力を生じた判決書、裁定書、調解書、又は専利業務を管理する部門が出した差止めを命じる決定に基づき、ネットワークサービスプロバイダーが侵害製品のリンクの削除、遮断、切断等必要な措置をとることを通知することができ、ネットワークサービスプロバイダーが適時に必要な措置をとらない場合、連帯責任を負わなければならない。
- 革新的新薬の上市承認に必要な期間を補償するため、中国と外国で同時に上市申請された革新的薬品の発明専利については、国務院は専利権の保護期間を延長することが可能で、延長された期間は 5 年を超えず、上市した後、専利権の合計保護期間は 14 年間を超えてはならないとしている。
- 意匠に関連して、国内優先権制度が導入されるほか、ハーグ協定に従い保護期間が

- 従来は 10 年から 15 年に延長される。
- その他、行政による取締りの強化や、専利の実施と運用の促進、及び専利権の濫用禁止原則の内容も取り入れられている。

3. おわりに

12 月 23 日に国家知識産権局の申長両局長が該審議で改正草案の説明を行ったことから、専利法改正は間近の状態にあると考えられる。権利者としては、改正された場合の法律施行日にも留意して、保護強化された条文の利用を検討したいものである。

二、最高人民法院が知的財産に関する 2 つの規定を発表

1. はじめに

最高人民法院は、2018 年 12 月 3 日と 13 日に、それぞれ「最高人民による知識産権法廷の若干問題に関する規定」、「最高人民法院による知的財産紛争行為保全の審査における法律適用の若干問題に関する規定」に関する発表を行った。以下、その概要を紹介する。

2. 知識産権法廷の若干問題に関する規定の概要

本規定の送審稿には、最高人民法院知識産権法廷の機構の性質、案件受理範囲、訴訟プロセス、審理権力運用メカニズムを規定されている。この規定に先立つ 10 月には、「専利等知的財産案件訴訟プロセスの若干問題に関する決定」が発表され、専利等民事、行政の第二審の審理権限を最高人民法院に集中させることとした（該決定は 2019 年 1 月 1 日施行）ため、本規定はこの流れに沿って最高人民法院内での運用を定めたものと考えられる。報道では、該規定は 12 月 3 日に審議され原則的に通過し、会議での意見に基づき修正された後、承認、発表されるとしている。

3. 知的財産紛争行為保全の審査における法律適用の若干問題に関する規定の概要

本規定は 12 月 13 日に公布され、2019 年 1 月 1 日に施行される。本規定は 21 条からなり、行為保全の申請人の申請手続や保全の判断要件等が規定されている。以下、いくつかのポイントと思われる条文を紹介する。なお、条文番号後ろの括弧書きは、理解を容易にするため筆者が付したものである。

第 6 条（「状況が緊急」の要件） 以下の状況の一があり、直ちに行為保全措置を採らなければ申請人の利益に損害を与える場合、民事訴訟法第 100 条、第 101 条に規定する「状況が緊急」に該当すると認定しなければならない。

- （一）申請人の商業秘密が間もなく不法に開示される
- （二）申請人の発表権、プライバシー権等人身権利が間もなく侵害される
- （三）訴訟紛争の知的財産が間もなく不法に処分される
- （四）申請人の知的財産が展示販売会等タイムリー性が比較的高い場で現在又は間もなく侵害される
- （五）タイムリー性が比較的高いホットな放送番組で現在又は間もなく侵害される

(六) その他直ちに行為保全措置を採ることが必要な状況

第7条（行為保全の審査内容） 人民法院は、行為保全申請を審査するとき、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

(一) 申請人の請求が、事実を基礎とし及び法律に依拠しているかどうか、これには、保護を請求する知的財産の効力が安定しているかどうかを含む

(二) 行為保全措置を採らないと、申請人の合法権益が補填し難い損害を受ける又は案件の裁決を執行し難い等の損害を受ける

(三) 行為保全措置を採らないことで申請人に与える損害が、行為保全措置を採ることで被申請人に与える損害を超えるかどうか

(四) 行為保全措置を採ることで社会公共利益に損害を与えるかどうか

(五) その他考慮しなければならない要素

第10条（「補填し難い損害」の要件） 知的財産と不正競争紛争案件において、以下の一のケースがある場合、民事訴訟法第101条に規定する「補填し難い損害」に該当する認定しなければならない。

(一) 被申請人の行為により、申請人が有する商業的名誉又は発表権、プライバシー権等人身的性質の権利を侵害し、かつ、挽回できない損害を与える

(二) 被申請人の行為により、侵害行為が制御できず、かつ、申請人の損害を明らかに増加させることになる

(三) 被申請人の侵害行為により、申請人の関連市場シェアが明らかに減少する

(四) 申請人にその他補填し難い損害を与える

なお、本規定の発表と共に、最高人民法院は、知的財産紛争行為保全典型事例5件を発表し、また、不完全な統計としたうえで、過去5年間における全国法院が受理した知的財産訴訟前差止め及び訴訟中における差止めの申請件数が157件、75件で、裁定支持率が98.5%及び64.8%であると発表した。

4. おわりに

前者の知識産権法廷の設立にしたがい、より統一した司法判断基準、地方保護主義の抑制、及び「法院選定」の現象の減少が期待されるとともに、訴訟コストの増加（地元の高級人民法院ではなく、北京で第二審する）や技術性高い事件の集中審理による審理速度の低下も懸念されている。後者の行為保全の規定については、中国法院当局の行為保全の運用に対する積極的な態度がうかがえる。

以上

2018年12月28日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 4 階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com